

平成28年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：憲法（配点：100点）

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で4ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

(憲法)

第1問

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「法」という。）は、いわゆる出会い系サイトを利用した児童が児童買春のほか、恐喝、強姦などの犯罪の被害に遭う事例が少なくないことを理由として制定されたものであり、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、インターネット異性紹介事業について必要な規制を行うこと等により、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資すること」を目的としている(法第1条)。法は、インターネット異性紹介事業を定義した上で(法第2条第二号)、同事業を行おうとする者は、事務所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に所定の事項を届け出なければならない旨を定め(法第7条第1項)、その届出をしないで同事業を行った者は6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する旨を定めている(法第32条第一号)。法第7条第1項、第32条第一号所定の罰則を伴う届出制度(以下「本件届出制度」という。)は表現の自由を不当に侵害し憲法第21条第1項に違反するものといえるか否か、また、本件届出制度に関し、法第2条第二号による「インターネット異性紹介事業」の定義が漠然として不明確であり憲法第21条第1項に違反するものといえるか否かにつき、以下に掲げる〔参照条文〕も参考にしながら検討しなさい。なおその際、関連する判例・学説に必ず言及しなさい。

(配点：60点)

〔インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の参照条文〕

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 児童 18歳に満たない者をいう。
- 二 インターネット異性紹介事業 異性交際（面識のない異性との交際をいう。以下同じ。）を希望する者（以下「異性交際希望者」という。）の求めに応じ、そ

(憲法)

の異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供する事業をいう。

三 インターネット異性紹介事業者 インターネット異性紹介事業を行う者をいう。

四 登録誘引情報提供機関 第 18 条第 1 項の登録を受けた者をいう。

第 7 条 インターネット異性紹介事業を行おうとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を事業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住居。第三号を除き、以下「事務所」という。）の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出なければならない。この場合において、届出には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該事業につき広告又は宣伝をする場合に当該事業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が二以上ある場合にあつては、それら全部の呼称）

三 事業の本拠となる事務所の所在地

四 事務所の電話番号その他の連絡先であつて国家公安委員会規則で定めるもの

五 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

六 第 11 条の規定による異性交際希望者が児童でないことの確認の実施の方法その他の業務の実施の方法に関する事項で国家公安委員会規則で定めるもの

2 略

第 13 条 インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反したと認める場合において、当該違反行為が児童の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認め

(憲法)

るときは、当該違反行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

第 14 条 インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関し第 8 条第二号に規定する罪（この法律に規定する罪にあっては、第 31 条の罪及び同条の罪に係る第 35 条の罪を除く。）その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定めるものに当たる行為をしたと認めるときは、当該行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、6 月を超えない範囲内で期間を定めて、当該インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 インターネット異性紹介事業者が第 8 条各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、当該インターネット異性紹介事業の廃止を命ずることができる。

第 16 条 公安委員会は、第 7 条から前条まで（第 12 条第 2 項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、インターネット異性紹介事業者に対し、その行うインターネット異性紹介事業に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 7 条第 1 項の規定による届出をしないでインターネット異性紹介事業を行った者
- 二～三 略

(憲法)

第 2 問

憲法第 43 条第 1 項は、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と定めている。ここで言われる〈全国民の代表〉の意味について、両議院における比例代表選出議員の党籍変更と当該条項の関係に言及しながら論じなさい。

(配点：40 点)